平成１７年度の人事院勧告との関係における参考給与表等の改定について

平成１７年度の人事院勧告は、同年４月の官民較差に基づく俸給表等の改定と、給与構造の見直しに伴う平成１８年４月以降の俸給表の改定等の、二本建ての内容となっている。このため、この勧告との関係を基本に作成することとした国立大学法人及び大学共同利用機関法人に勤務する教育職員に適用される参考資料としての給与表（以下「参考給与表」という。）の作成についても同様に二本建てとすることとした。

なお、人事院勧告によるそれぞれの改定の内容と、これとの関係における参考給与表等の内容について念のため記すと、次のとおりである。

① 平成１７年官民較差に基づく改定との関係

平成１７年４月の俸給表等の改定勧告の基礎となった官民の給与較差は、マイナス 0.36％である。このうち 0.28％分（対俸給月額比では 0.3％分）が俸給表の改定に当てられており、かつ、その改定は、各俸給表の各号俸を通じて同率の引下げ改定のかたちでなされている。したがって参考給与表の作成においても、同様のかたちでの改定を行うこととした。

なお、現行の教育職俸給表(一)の職務の級に相当するものについては、勧告による改定をそのまま用いることとし、その他の職務の級（旧教育職俸給表(一)の職務の級１級）については、それとの均衡等を基礎に改定することとした。

② 給与構造の見直しに伴う改定との関係

平成１８年４月からの俸給表の改定勧告は、官民給与の地域別均衡を改善する趣旨で基本俸給表である行政職俸給表(一)の水準を平均 4.8％引き下げるとともに、これとの均衡で各俸給表についても必要な改定を加えたものである。ただし、その改定は一律的でなく、中高年齢層については民間給与との均衡を考慮してさらに 2.0％程度引き下げるとともに、若年層については当該引下げを行わないこととされた。また、同時に一部の職務の級の新設等を行うとともに、号俸の構成については一部の号俸のカットを行う一方、枠外昇給制度の廃止に伴う措置として、在職者の実態を考慮して最高３号俸までの号俸の延長を行っている。さらに、昇給制度を基本的に改善する趣旨から現行の号俸を全て４分割する措置がなされている。

参考給与表の作成に当たっては、当然のこととしてこれらとの均衡を考慮して具体案を作成することとした。各給与表ごとの内容等は、それぞれ以下に説明しているとおりである。

第１　参考給与表

１　旧教育職俸給表(一)相当参考給与表

①　１７年官民較差に基づく改定との関係

別紙１のとおりである。

なお、平均改定額は-1,488円、平均改定率は-0.3％である。

②　給与構造の見直しに伴う改定との関係

別紙２のとおりである。

なお、平均改定額は-24,551円、平均改定率は-5.5％である。

おって、本表の作成に当たっては次のとおり考慮した。

ア　行政職俸給表(一)との均衡を基本に同年次同率改定による引下げを基本とした。

イ　現行教育職俸給表(一)に新５級が新設されたこととの均衡から、５級の上に６級を新設した。

ウ　号俸構成として行政職俸給表(一)との均衡及び在職実態等から次の号俸をカットした。

３級…１号俸　　４級…３号俸　　５級…５号俸

エ　在職実態等を考慮して号俸延長として次の数の号俸を新設した。

１級…３号俸　　２級…３号俸　　３級…３号俸

４級…３号俸　　５級…３号俸

オ　号俸の分割

それぞれの号俸を４分割した。

カ　昇格時加算額

３級昇格…10,000円　　４級昇格…11,000円

５級昇格…11,000円　　６級昇格…13,000円

注）　昇格時加算額は現行の１号俸上位昇格に代えて昇格後の号俸決定の際に加算することとする額である。

給与表実施の日の前日の職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸とする。

２　給与構造の見直しに伴う改定との関係の給与表への切替

別紙３のとおりである。

なお、職務の級の新設として設けた旧教育職俸給表(一)相当参考給料表６級の要否は各大学等により判断されるところと思料するが、仮に当該級に格付けしようとするときは、あらかじめ、当該級に格付けする職（ポスト）の基準を設定して行うことが適当である。

第４　参考資料

1　参考給与表の級別平均改定率

2　参考給与表の新旧対照表

3　参考給与表の現行との比較イメージ

4　参考給与表の行政職俸給表(一)との対比表

5　教育職関係の民間給与調査の結果の概要

6　給与表別・級別・号俸別人員

平成１７年度の人事院勧告との関係における
モデル給料表等の改定について

平成１７年度の人事院勧告は、同年４月の官民較差に基づく俸給表等の改定と、給与構造の見直しに伴う平成１８年４月以降の俸給表の改定等の、二本建ての内容となっている。このため、この勧告との関係を基本に作成することとした公立の高等学校に勤務する教育職員及び公立の中学校、小学校並びに幼稚園等に勤務する教育職員に適用される給料表のモデルとなる給料表（以下「モデル給料表」という。）の作成についても勧告と同様に二本建てとすることとした。

なお、人事院勧告によるそれぞれの改定の内容と、これとの関係におけるモデル給料表の内容について念のため記すと、次のとおりである。

① 平成１７年官民較差に基づく改定との関係

平成１７年４月の俸給表等の改定勧告の基礎となった官民の給与較差は、マイナス 0.36％である。このうち 0.28％分（対俸給月額比では 0.3％分）が俸給表の改定に当てられており、かつ、その改定は、各俸給表の各号俸を通じて同率の引下げ改定のかたちでなされている。したがってモデル給料表の作成においても、同様のかたちでの改定を行うこととした。

② 給与構造の見直しに伴う改定との関係

平成１８年４月からの俸給表の改定勧告は、官民給与の地域別均衡を改善する趣旨で基本俸給表である行政職俸給表(一)の水準を平均 4.8％引き下げるとともに、これとの均衡で各俸給表についても必要な改定を加えたものである。ただし、その改定は一律的でなく、中高年齢層については民間給与との均衡を考慮してさらに 2.0％程度引き下げるとともに、一方、若年層については当該引下げを行わないこととされた。また、号俸の構成については一部の号俸のカットを行うとともに、枠外昇給制度の廃止に伴う措置として、在職者の実態を考慮して最高３号俸までの号俸の延長を行っている。さらに、昇給制度を基本的に改善する趣旨から現行の号俸を全て４分割する措置がなされている。

モデル給料表の作成に当たっては、当然のこととしてこれらとの均衡を考慮して具体案を作成することとした。各給料表ごとの内容等は、それぞれ以下に説明しているとおりである。

第１　モデル給料表

１　旧教育職俸給表(二)相当モデル給料表

①　平成１７年官民較差に基づく改定との関係

別紙１のとおりである。

なお、平均改定額は-1,221円、平均改定率は-0.3%である。

②　給与構造の見直しに伴う改定との関係

別紙２のとおりである。

なお、平均改定額は-18,118円、平均改定率は-4.9%である。

おって、本表の作成に当たっては次のとおり考慮した。

ア　行政職俸給表(一)との均衡を基本に同年次同率改定による引下げを基本とした。

イ　号俸構成として行政職俸給表(一)との均衡及び在職実態等から次の号俸をカットした。

３級…３号俸　　４級…５号俸

ウ　在職実態等を考慮して号俸延長として次の数の号俸を新設した。

２級…３号俸

オ　号俸の分割

それぞれの号俸を４分割した。

カ　昇格時加算額

３級昇格…10,000円　　４級昇格…10,000円

注）　昇格時加算額は現行の１号俸上位昇格に代えて昇格後の号俸決定の際に加算することとする額である。また、給料表の備考に定める３級の加算額は、この案の場合 7,700 円となる。

２　旧教育職俸給表(三)相当モデル給料表

①　平成１７年官民較差に基づく改定との関係

別紙３のとおりである。

なお、平均改定額は-1,180円、平均改定率は-0.3%である。

②　給与構造の見直しに伴う改定との関係

別紙４のとおりである。

なお、平均改定額は-16,690円、平均改定率は-4.7%である。

おって、本表の作成に当たっては次のとおり考慮した。

ア　行政職俸給表(一)との均衡を基本に同年次同率改定による引下げを基本とした。

イ　号俸構成として行政職俸給表(一)との均衡及び在職実態等から次

の号俸をカットした。

３級…２号俸　　４級…５号俸

ウ　在職実態等を考慮して号俸延長として次の数の号俸を新設した。

２級…３号俸

エ　号俸の分割

それぞれの号俸を４分割した。

オ　昇格時加算額

３級昇格…10,000円　　４級昇格…10,000円

注）　給料表の備考に定める３級の加算額は、この案の場合7,500円となる。

第２　職務の級及び号俸の切替

１　平成１７年官民較差に基づく改定との関係のモデル給料表への移行

給料表実施の日の前日の職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸とする。

２　給与構造の見直しに伴う改定との関係のモデル給料表への切替

別紙第５のとおりである。

第３　教職調整額及び義務教育教員特別手当の扱い

１　教職調整額の扱い

小中学校、高等学校等の教諭及び助教諭等に支給される教職調整額は、その職務の特殊性に基づき支給されるものであり、公立学校のそれについては「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」で「給料月額の 100 分の 4」に相当する額を基準として定めることとされている。したがって今回の給与表の改定との関係で金額的にはその額が低下することとなるが、この点は一般の職員の超過勤務手当の単価の場合と同じであり、今回特別にその支給割合を改定する必要はないと認められる。

２　義務教育教員特別手当の扱い

小中学校、高等学校等の教諭及び助教諭等（校長、教頭等を含む。）に支給されている義務教育等教員特別手当は、俗にいう人材確保法に基づく教員給与の特別改善の一環として設けられた手当であり、昭和５３年４月１日以降同日における給料月額の６％に相当する額で定められ今日に至っている。これに対して長年金額として据え置かれていることを理由にその改善を求める意見が存するが、もともと前記のように教員給与の特別改善の一環として、あらかじめ措置された予算の範囲内でその額が定められたという経緯のものであり、この点を考慮すると今回の給与表の改定との関連でこれを改定する

必要性は存しないものと考えられる。

ちなみに付記すればこの手当の給料月額に対する平均割合は概ね次のような割合である。

	旧教育職俸給表(二)	同　(三)
・現　　行	3.7%	3.7%
・平成１７年官民較差に基づく改定との関係の給料表への切替後	3.7%	3.8%
・給与構造の見直しに伴う改定との関係の給料表への切替後	3.9%	3.9%

第４　参考資料

1　モデル給料表の級別平均改定率

2　モデル給料表の新旧対照表

3　モデル給料表の現行との比較イメージ

4　モデル給料表の行政職俸給表(一)との対比表

5　教育職関係の民間給与調査の結果の概要

6　給料表別・級別・号俸別人員

平成１７年度の人事院勧告との関係における
モデル本給表等の改定について

平成１７年度の人事院勧告は、同年４月の官民較差に基づく俸給表等の改定と、給与構造の見直しに伴う平成１８年４月以降の俸給表の改定等の、二本建ての内容となっている。このため、この勧告との関係を基本に作成することとした国立高等専門学校に勤務する教育職員に適用される本給表のモデルとなる本給表（以下「モデル本給表」という。）の作成についても同様に二本建てとすることとした。

なお、人事院勧告によるそれぞれの改定の内容と、これとの関係におけるモデル本給表等の内容について念のため記すと、次のとおりである。

① 平成１７年官民較差に基づく改定との関係

平成１７年４月の俸給表等の改定勧告の基礎となった官民の給与較差は、マイナス0.36％である。このうち0.28％分（対俸給月額比では0.3％分）が俸給表の改定に当てられており、かつ、その改定は、各俸給表の各号俸を通じて同率の引下げ改定のかたちでなされている。したがってモデル本給表の作成においても、同様のかたちでの改定を行うこととした。

なお、現行の教育職俸給表(二)の職務の級に相当するものについては、勧告による改定をそのまま用いることとし、その他の職務の級（旧教育職俸給表(四)の職務の級４級及び５級）については、それとの均衡等を基礎に改定することとした。

② 給与構造の見直しに伴う改定との関係

平成１８年４月からの俸給表の改定勧告は、官民給与の地域別均衡を改善する趣旨で基本俸給表である行政職俸給表(一)の水準を平均 4.8％引き下げるとともに、これとの均衡で各俸給表についても必要な改定を加えたものである。ただし、その改定は一律的でなく、中高年齢層については民間給与との均衡を考慮してさらに2.0％程度引き下げるとともに、若年層については当該引下げを行わないこととされた。また、同時に一部の職務の級の新設等を行うとともに、号俸の構成については一部の号俸のカットを行う一方、枠外昇給制度の廃止に伴う措置として、在職者の実態を考慮して最高３号俸までの号俸の延長を行っている。さらに、昇給制度を基本的に改善する趣旨から現行の号俸を全て４分割する措置がなされている。

モデル本給表の作成に当たっては、当然のこととしてこれらとの均衡を考慮して具体案を作成することとした。各本給表ごとの内容等は、それぞれ以下に説明しているとおりである。

第１　モデル本給表

１　旧教育職俸給表(四)相当モデル本給表

①　平成１７年官民較差に基づく改定との関係

別紙１のとおりである。

なお、平均改定額は-1,486円、平均改定率は-0.3％である。

②　給与構造の見直しに伴う改定との関係

別紙２のとおりである。

なお、平均改定額は-24,423円、平均改定率は-5.5％である。

おって、本表の作成に当たっては次のとおり考慮した。

ア　行政職俸給表(一)との均衡を基本に同年次同率改定による引下げを基本とした。

イ　行政職俸給表(一)に新１０級が新設されたこととの均衡から、５級の上に６級を新設した。

ウ　号俸構成として行政職俸給表(一)との均衡及び在職実態等から次の号俸をカットした。

３級…１号俸　　４級…３号俸　　５級…６号俸

エ　在職実態等を考慮して号俸延長として次の数の号俸を新設した。

３級…３号俸　　４級…３号俸　　５級…３号俸

オ　号俸の分割

それぞれの号俸を４分割した。

カ　昇格時加算額

３級昇格…10,000円　　４級昇格…10,000円

５級昇格…10,000円　　６級昇格…13,000円

注）　昇格時加算額は現行の１号俸上位昇格に代えて昇格後の号俸決定の際に加算することとする額である。

第２　職務の級及び号俸の切替

１　平成１７年官民較差に基づく改定との関係の本給表への移行

本給表実施の日の前日の職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸とする。

２　給与構造の見直しに伴う改定との関係の本給表への切替

別紙３のとおりである。

なお、職務の級の新設として設けた旧教育職俸給表(四)相当本給表６級の要否は各大学等により判断されるところと思料するが、仮に当該級に格付けしようとするときは、あらかじめ、当該級に格付けする職（ポスト）の基準を設定して行うことが適当である。

第３　参考資料

1　モデル本給表の級別平均改定率

2　モデル本給表の新旧対照表

3　モデル本給表の現行との比較イメージ

4　モデル本給表の行政職俸給表（一）との対比表

5　本給表別・級別・号俸別人員